

【いつから重課税率になるのか？】

※自動車検査証(車検証)の初度検査年月は平成15年10月14日以前に登録された車両については、平成15年、平成14年というように年単位で表記されています。この場合については、平成15年12月、平成14年12月といったように読み替えることとなります。なお、初度検査年月については自動車検査証で確認できます。

見 本

番号 〇〇〇〇 自 動 車 検 査 証 平成〇〇年〇〇月〇〇日 軽自動車検査協会

車 両 番 号		交 付 年 月 日		初度検査年月	自動車の種類	用 途	自家用・事業用の別	車 体 の 形 状		
		平成 年 月		平成 年 月						
車 台 番 号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ		
車 名	型 式	原動機の型式	燃 料	こちらをご確認ください ※電子車検証の場合、類似した箇所 に記載があります。				型式指定番号	類別区分番号	

【重 課 税 額 表】

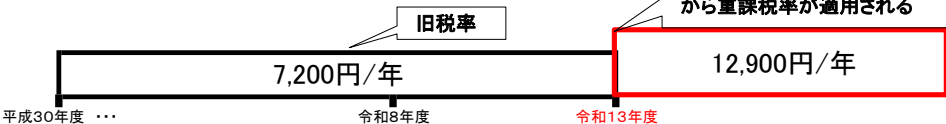
「○」:重課税率の適用 「-」:現行及び旧税率

初度検査年月↓	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度
平成25年3月 以前	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成25年4月～平成26年3月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成26年4月～平成27年3月	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成27年4月～平成28年3月	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成28年4月～平成29年3月	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成29年4月～平成30年3月	-	-	-	-	-	○ 例1	○	○	○	○	○	○	○	○
平成30年4月～平成31年3月	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
平成31年4月～令和2年3月	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○
令和2年4月～令和3年3月	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
令和3年4月～令和4年3月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○
令和4年4月～令和5年3月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○
令和5年4月～令和6年3月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
令和6年4月～令和7年3月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
令和7年4月～令和8年3月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○ 例2

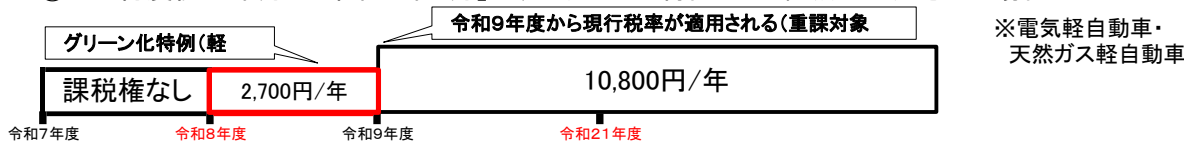
【軽四輪(自家用・乗用)の税負担の変化】

例1 : 初度検査年月が「平成29年9月」の場合

初度検査年月から13年経過した月の属する翌年度の令和13年度から重課税率が適用される



例2-① : 初度検査年月が「令和7年9月」で、グリーン化特例75%軽減が適用される場合



例2-② : 初度検査年月が「令和7年9月」で、重課対象軽自動車の場合

